

農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針

令和5年6月

石 川 県

農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針

目次

第1	農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方向	1
1	本県農業・農村の目指すべき基本的方向	1
2	効率的かつ安定的な農業経営の目標	1
3	新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成	2
4	担い手育成・確保に関する基本的考え方	2
5	担い手育成・確保に関する支援対策の方向	5
第2	効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標	7
1	営農類型毎の経営規模の指標	8
2	経営管理の方法、農業従事の態様等に関する指標	9
第2の2	新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標	10
1	営農類型毎の経営規模の指標	10
2	経営管理の方法、農業従事の態様等に関する指標	11
第3	農業を担う者の確保及び育成を図るための体制の整備その他支援の実施に関する事項	11
1	農業を担う者の確保及び育成の考え方	11
2	農業経営・就農支援センターの体制及び運営方針	12
3	県が主体的に行う取組	12
4	関係機関との連携・役割分担の考え方	13
5	就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供	13
第4	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積等に関する目標 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標	14
第5	農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項	14
1	地域計画推進事業	15
2	農用地利用改善事業	15
3	委託を受けて行う農作業の実施の促進	15
4	新たに農業経営を営もうとする青年等の育成に関する基本的な事項	15
第6	農地中間管理機構が行う特例事業の実施に関する事項	17
	【別紙1】効率的かつ安定的な農業経営における主な資本整備、労働力及び主要技術等	
	【別紙2】新たに農業経営を営もうとする青年等における主な資本整備、労働力及び主要技術等	

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方向

1 本県農業・農村の目指すべき基本的方向

農業・農村は、食料を安定供給する機能だけでなく、国土や自然環境の保全、良好な景観の形成などの公益的機能の発揮を通じて、私たちの暮らしに重要な役割を果たしている。

しかし、輸入品との競合や産地間競争の激化、農業従事者の減少や高齢化の急速な進行、能登地区における過疎化や加賀地区における混住化などにより農業集落の機能が低下する中で、近年の米を中心とした農産物価格の低迷や生産資材の高騰などにより、本県の農業産出額や農業所得が漸次減少しており、本県農業・農村を取り巻く環境は、極めて厳しい状況に直面している。

こうした中、国では、令和2年に「食料・農業・農村基本計画」を見直し、目指すべき「効率的かつ安定的な農業経営」になっている経営体及びそれを目指している経営体の両者を併せて「担い手」と定義し、「効率的かつ安定的な農業経営」が農業生産の相当部分を担う「農業構造の展望」を提示した。県では、平成28年5月に策定した「いしかわの食と農業・農村ビジョン」において、担い手の確保・育成、担い手への農地集積・集約化等の支援を総合的に推進することとしている。

また、消費者等のニーズを踏まえた戦略的な生産や販売による県産食材のブランド化など、付加価値の高い「売れる」農産物の供給を推進する。

2 効率的かつ安定的な農業経営の目標

効率的かつ安定的な農業経営の目標は、他産業従事者と均衡する年間労働時間で、地域の他産業従事者並みの生涯所得を得るために必要な年間農業所得を確保することとし、具体的な目標は次に掲げるとおりとする。

目標年次	令和15年(2033年)
目標年間所得	主たる従事者1人当たり 平坦部 概ね380万円 中山間地域 概ね300万円
年間労働時間	主たる従事者1人当たり、概ね2,000時間

3 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成

(1) 新規就農の現状と新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた目標

本県の新規就農の状況については、(公財)いしかわ農業総合支援機構設立後の新規就農者の平均は118人であり、近年着実に増加傾向で推移している。こうした中、国が掲げる、新規就農し定着する農業者を倍増し、令和5年(2023年)に40代以下の農業従事者を40万人に拡大するという新規就農者の確保・定着目標を踏まえ、本県農業の持続的な発展に向け、新規就農者を年間120人確保することを目標とする。なお、中高年齢者についても、他産業従事経験等を活かし新規就農に対して意欲的な者については、積極的に支援の対象とする。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標

本県のお他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年間総労働時間(主たる従事者1人当たり2,000時間程度)の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得(2に示す効率的かつ安定的な農業経営の目標の6割程度の農業所得、すなわち主たる従事者1人当たりの年間農業所得250万円程度)を目標とする。

(3) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた県の取組

県内外での就農情報の収集及び発信、就農相談会などの取組を行い、新規学卒や首都圏からの移住・UIターン等多様な形態からの就農を促進するとともに、法人就農希望者に対する法人の求人情報の提供及び法人とのマッチング、いしかわ耕稼塾などによる栽培技術研修等、新規就農者の就農から定着までのきめ細やかなサポートを実施する。

4 担い手育成・確保に関する基本的考え方

(1) 担い手の育成・指導支援体制

県は、市町、(一社)県農業会議、市町農業委員会、農業協同組合中央会、全国農業協同組合連合会石川県本部、農業協同組合、農地中間管理機構、(一社)石川県農業開発公社、(公財)いしかわ農業総合支援機構、地域担い手育成総合支援協議会、県・地域農業活性化協議会等の関係機関・団体(以下「県内市町等関係機関・団体」という。)と連携を一層強化し、県段階に、「担い手育成・農地集積推進会議」、農林総合事務所単位に「推進チーム」を編成し、担い手の育成・確保の推進に向けた活動を行う。加えて、市町が地域の実情に即した担い手の育成・確保を図るために、農業経営基盤強化促進法(以下「基盤法」という。)第6条第1項に規定する「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」(以下「基本構想」という。)の策定について指導を行う。

(2) 効率的かつ安定的な担い手の育成

他産業従事者並みの所得を確保し、持続可能な安定した農業経営を実現できる担い手への育成に向けた経営体質の強化を図るため、「2ステップ」により、基盤法第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた農業者(以下「認定農業者」という。)や集落営農組織の育成・確保を図る。

また、担い手の育成に当たり、南北に長く、中山間地域を多く抱える本県の地理的条件から、それぞれの地域の実情を十分に踏まえ、地域資源を有効に活用した経営の多角化や複合化を積極的に推進する。

ステップ1：担い手の数の確保

担い手を確保するため、地域計画の話し合いの中で、認定農業者及び認定新規就農者、集落営農等(以下「認定農業者等」という。)への農地の集積・集約化や農作業の受委託、集落営農の組織化を促進することにより、担い手の数の確保を図る。

ステップ2：担い手の育成

他産業従事者並の所得を確保するため、経営の多角化・複合化や経営管理能力の向上を図るとともに、経営規模の拡大や農用地の集積・集約化、担い手間の連携等を促進する。加えて、経営の法人化を促進し、持続可能な安定した経営体の育成を図る。

また、新規就農者の受け入れや地域における就業の場の提供など、地域農業の中核的な担い手として育成を図る。

① 認定農業者の育成方針

県内市町等関係機関・団体が連携して認定農業者の育成・確保を積極的に進めるとともに、水稻農家においては、地域農業活性化協議会が策定する水田収益力強化ビジョンで担い手に位置付けられる農業者の中で経営規模の拡大を図る農業者や集落営農組織について、積極的に認定農業者へ誘導を図る。

また、農業経営改善計画認定後3年目及び期間を了する者に対しては、経営状況の分析や経営改善に向けたフォローアップ等を実施し、改善計画の達成や新たな計画作成、再認定への積極的な支援を行う。

企業的経営を志向する認定農業者については、経営発展段階に応じた支援を行い、積極的に法人化への誘導を図る。

具体的な農業経営改善計画の認定に当たっては、平坦地域と中山間地域との所得格差や近年の米を中心とした農産物価格の低迷、生産資材の高騰など地域の実情、農業を取り巻く状況等を踏まえ、市町が基本構想に定める目標農業所得に達しない計画であっても、一定の農業所得を確保し、かつ、計画期間の終了後も目標農業所得の確保に向けて引き続き経営改善に取り組むと見込まれるときは、総合的な判断により認定できるものとする。

この場合における一定の農業所得は市町が基本構想において定めるものとし、併せてこれを確保できるような営農類型毎の経営規模等の指標についても示すものとする。

る。

② 集落営農組織の育成方針

中山間地域等条件不利地域などで小規模な兼業農家や土地持ち非農家が多く存在し、認定農業者・認定新規就農者の育成・確保が困難な地域においては、集落の話し合いを基に、お互いが助け合い、兼業農家や高齢農家等が参画できる集落営農組織の組織化を推進する。

また、こうした組織の育成に当たっては、地域及び営農の実態に合わせた組織整備や農地の集積・集約化による経営の効率化を図るなど、集落営農組織の発展段階に応じた支援を行い、積極的に法人化への誘導を図り、担い手として育成する。

なお、これらの集落営農組織の組織化推進に当たっては、周辺において営農を展開している担い手との土地利用の調整に十分配慮するものとする。

(3) 新規就農・企業参入の促進

新規就農者の育成・確保と円滑な経営の継承を推進するため、既存農業者の後継者や、新規学卒者、他産業の中途退職者、移住者などで新規就農を希望する者や、他産業からの農業参入を視野に入れ、意欲と能力の高い人材や企業を幅広い分野から求める。

このため、就農への啓発・PRの実施、法人就農希望者に対する法人の求人情報の提供及び法人とのマッチング、いしかわ耕稼塾など就農準備校による技術研修等の充実を図るなど、新規就農者の就農から定着を支援する。

また、企業の農業参入を促進するため、総合支援窓口を設置し、農業への参入を希望する企業と地域のマッチングを行うなどの支援を行う。

(4) 女性の経営参画の促進

基幹的農業従事者の約4割を占める女性農業者は、農業・農村にとって重要な担い手であるとともに、農産加工や直売などの企業活動を通じて地域の活性化に大きく貢献している。

このため、女性を中心とした起業活動を促進するとともに、家族経営農家においては、各世帯員の役割や労働時間、労働報酬などの就業条件等を明確化する家族経営協定の締結を推進し、女性農業者の意欲と能力を発揮できる環境の整備を図る。

また、農業経営改善計画の共同申請の推進や女性農業者による集落営農組織への参加など女性の農業経営への参画を促進するとともに、女性起業家や女性認定農業者等の育成目標の設定及びその達成に向け普及啓発等を推進する。

(5) 中山間地域等条件不利地域における多様な担い手の育成

中山間地域等条件不利地域などで、当面担い手の育成・確保が見込めない地域については、農業や農村が持つ県土の保全や水源かん養といった多面的機能の保全を図るため、集落における多様な取組を支援するとともに、企業や他の集落からの担い手の参入を促進するなど多様な担い手の育成を図る。

(6) 担い手の経営発展を促進する人材の育成

担い手の経営発展を促進するため、側面から農業に関わり農業を支える流通・販売業者等関連産業や経営アドバイザー、農作業等の労力を補完する団体、さらには農業を理解し、食などに関心を持つ社会貢献活動を行う企業や市民ボランティア、地産地消で地元の農産物を利用する消費者などの裾野を拡大するとともに、協働関係の構築に努める。

5 担い手育成・確保に関する支援対策の方向

(1) 担い手の経営発展に応じた支援対策

① 農業経営簿記記帳、青色申告（複式簿記）の推進

（公財）いしかわ農業総合支援機構をはじめ、市町・関係団体と連携して、認定農業者等が自らの経営状況を正確に把握し今後の経営発展を図るために、経営分析の最も基礎となる農業経営簿記記帳や青色申告（複式簿記）を推進する。

② 経営の複合化・多角化の推進

一定規模以上の集落営農組織や経営規模の拡大が進んだ認定農業者について、経営リスクの分散や労働力の平準化等経営の安定化が必要となることから、このような発展段階にある担い手に対して、経営の複合化・多角化に向けた、経営分析やマーケティング、経営管理能力の向上などの支援を行う。

③ 農業法人化の推進

経営の複合化・多角化や一定規模以上に経営規模の拡大が図られた経営体については、積極的に法人化を促進する。

また、集落営農組織についても法人化を支援するとともに、農業経営改善計画の認定を行い認定農業者として育成する。

④ 地域中核的大規模法人の支援

経営面積が50haを超える経営体など、地域における中核的な大規模農業法人については、新規就農者受け入れや地域の就業の場の提供など、農業後継者育成の役割を担っていることから、これらの面で経営体を指導する。

(2) 土地利用型部門に関する支援対策

① 農地の利用集積と水田の高度利用の推進

農地の利用権の設定や農作業の受委託を円滑に推進し、地域計画に基づき認定農業者等へ農地の利用集積を促進する。

また、市町、農協中央会、農業協同組合、（公財）いしかわ農業総合支援機構、地域担い手育成総合支援議会、県・地域農業活性化協議会等の関係機関・団体と連携し、米・麦・大豆作等の生産振興及び認定農業者等の経営安定支援に係る交付金を積極的に活用して、消費者や実需者のニーズに的確に対応した計画的な生産、主食用米と非主食用米、麦・大豆等を組み合わせた水田の高度利用を推進する。

② ほ場整備事業等の活用による農地集積の推進

ほ場の大区画化等に併せて認定農業者等への農地等の利用集積を加速し生産性の向上を図るため、ほ場整備事業を積極的に活用し、次の事業を推進するとともに、土地利用調整活動を推進することにより、認定農業者等への農地の集積・集約化を図る。

- (ア) 農地等の区画形質の改善、用排水路・農道等の整備及び換地による農地の集団化を行う事業(ほ場整備事業)
- (イ) 基盤整備と一体的に農地の利用調整活動を実施する事業(土地利用調整事業)
- (ウ) ほ場整備事業の農家負担分に対し無利子資金を融資する事業(担い手育成農地集積事業)
- (エ) 認定農業者等への農地集積を促進するため、農家負担分の償還金返済に対して支援する事業(中心経営体農地集積促進事業)
- (オ) ほ場整備完了地区において、ほ場の不等沈下による不均平を受益者による直営施工方式により補修する事業(大区画ほ場整備促進支援事業)

③ 合意形成の支援

担い手を確保できていない集落については、集落ごとに水田活用の在り方について検討を進める等、担い手の確保に向けた農地の出し手と受け手等関係者の合意形成を支援する。

(3) 青年等新規就農者に関する支援対策

国の新規就農者に対する事業をフル活用し、新規就農者の営農を支援する。

(4) 消費者ニーズに応える戦略的な生産に関する支援対策

① ブランド化・販路拡大の支援

関係機関・団体が一体となり生産から流通・販売・消費までを通じて、特徴ある県産食材のブランド化や販路拡大を推進する。

② 6次産業化の支援

農商工業など産業連携等による県産食材の新たな商品価値の創造に関する活動を支援する。

③ 産地づくりの支援

高品質・低コスト生産や消費者・需要者ニーズに即した販売力強化など競争力のある産地づくりを支援する。

(5) 畜産部門における支援対策

畜産部門については、飼養管理の改善や飼養規模の拡大、稲発酵粗飼料等の自給飼料の増産等により生産性の向上を図るとともに、家畜排せつ物の適切な管理や耕作放棄地を活用した放牧等の推進により、環境と調和した効率的な経営体を育成する。

(6) 環境に配慮した農業生産への支援対策

① 環境に配慮した農産物の生産支援

環境と調和し、持続可能な農業を推進する施策として、石川県環境負荷低減事業活動の促進に関する基本計画に基づく「環境負荷低減事業活動実施計画」の認定や特別栽培農産物認証、有機農産物生産者等の認定を行うとともに環境保全型農業直接支払制度を活用し、環境に配慮した農産物の生産を支援する。

② 家畜排せつ物の堆肥化による土づくりの支援

家畜排せつ物の堆肥化による土づくりを畜産農家と耕種農家との連携の基に支援する。

(7) 中山間地域等条件不利地域に対する支援対策

① 中山間地域等での農業生産活動の支援

中山間地域等直接支払制度を活用し、中山間地域等での農業生産活動の維持機能の確保を支援する。

② 需要者の多様なニーズに対応した農産物生産と営農モデル確立への支援

環境に配慮した米づくりや量は多くないものの需要者ニーズに対応した特色ある農産物を生産し消費地に流通する取組、さらには、里山振興ファンドにより地域資源を活用した新商品、新サービスの開発を推進し、中山間地域での営農モデルを確立する。

③ 都市住民・企業との連携支援

市町、関係団体と連携し、過疎化・高齢化等により集落機能が低下している集落に対して、地域貢献活動への意欲の高い都市住民や企業等による地域資源の活用・保全活動を推進し、継続的な支援体制の構築により集落機能の維持及び地域の活性化につなげる。

(8) 集落機能の維持に対する支援対策

兼業化、混住化、高齢化等の進行により集落機能が低下している中で、担い手が安定して農業経営を行い、地域住民が安心して農村生活を送るためには、地域ぐるみで農村機能を維持・保全する取組を進めることが必要であり、直接支払制度等を活用し、農業者と地域住民が協力し、農道や農業用排水路等の保全管理する取組を支援する。

第2 効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標

本県で展開されている優良事例を踏まえつつ、第1の2で掲げた目標農業所得(主たる従事者1人当たり、平坦部概ね380万円、中山間地域概ね300万円)を可能とする農業経営の基本的指標を次のとおり示す。

1 営農類型毎の経営規模の指標

(1) 個人経営体

営農類型	経営規模	対象地域
1 土地利用型 [Ⅰ]	水稲：17ha 大麦：8ha 大豆：8ha 主たる従事者：2人	県下全域
2 土地利用型 [Ⅱ]	水稲：15ha 飼料用米：8ha 主たる従事者：1人	県下全域
3 複合経営 [Ⅰ]	水稲：15ha 露地野菜：3.3ha 主たる従事者：2人	県下全域
4 複合経営 [Ⅱ]	水稲：10ha 施設野菜：0.8ha 主たる従事者：2人	県下全域
5 露地野菜専作	すいか：2.0ha だいこん：1.4ha かんしょ：2.5ha 主たる従事者：3人	主として砂丘地
6 果樹専作	日本なし：2.0ha 主たる従事者：2人	県下全域
7 酪農専業	経産牛：50頭 飼料作物：9ha 主たる従事者：2人	県下全域
8 和牛繁殖専業	経産牛：60頭 水稲：6ha 主たる従事者：1人	県下全域

(2) 団体経営体

営農類型	経営規模	対象地域
9 土地利用型	水稲：17ha 大麦：8ha 大豆：8ha 主たる従事者：2人	県下全域

10 複合経営	水稻：15ha 露地野菜：3.3ha 主たる従事者：2人	県下全域
11 養豚専業	繁殖母豚：160頭 種雄豚：12頭 主たる従事者：2人	県下全域
12 和牛肥育専業	肥育牛：200頭 主たる従事者：2人	県下全域

(注) 主な資本装備、労働力、主要技術等は、別紙1のとおり。

2 経営管理の方法、農業従事の態様等に関する指標

営農類型		経営管理の方法	農業従事の態様
認定 農業 者	家 族 経 営	<ul style="list-style-type: none"> 農業経営改善計画に基づく、経営計画の確実な実施 複式簿記記帳、青色申告による、経営管理の実施 経営管理能力や組織体制を強化し、農業法人化の推進 	<ul style="list-style-type: none"> 家族経営協定に基づく、女性・農業後継者・高齢者の役割分担と経営参画、給料制や休日制の導入 臨時雇用者の確保やヘルパーの導入、適正な休憩時間の確保による過重な労働負担の防止 農作業環境、作業方法の改善、労働安全性の向上
	法 人 経 営	<ul style="list-style-type: none"> 農業経営改善計画に基づく、経営計画の確実な実施 経営分析による合理的な経営管理 経営の発展及び安定を図るため、規模拡大や技術革新等による生産面での改善、経営の多角化・複合化の実施 経営管理能力の向上を図るため財務管理やマーケティングに関する研修機会の確保 	<ul style="list-style-type: none"> 休日制や給料制の導入 社会保険の加入による福利厚生充実 臨時雇用者の確保やヘルパーの導入、適正な休憩時間の確保による過重な労働負担の防止 就業環境を改善するため、労働改善や労務管理に関する研修機会を確保 農作業環境、作業方法の改善、労働安全性の向上
集落営農 組織		<ul style="list-style-type: none"> 複式簿記記帳、青色申告による、経営管理の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 主たる従事者を中心とした作業体系の確立

	<ul style="list-style-type: none"> ・リーダーを中心に経営管理能力や組織体制を強化し、法人への移行の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・適正な休憩時間の確保による過重な労働負担の防止 ・就業環境を改善するため、労働改善や労務管理に関する研修機会を確保 ・農作業環境、作業方法の改善、労働安全性の向上
--	--	--

第2の2 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の 基本的指標

本県で展開されている優良事例を踏まえつつ、第1の3で掲げた目標農業所得(主たる従事者1人当たり、平坦部250万円、中山間地域200万円)を可能とする農業経営の基本的指標を次のとおり示す。

1 営農類型毎の経営規模の指標

営農類型	経営規模	対象地域
1 土地利用型	水稲：12ha 大麦：4ha 大豆：4ha 主たる従事者：1人	県下全域
2 露地野菜	すいか：0.7ha だいこん：0.7ha かんしょ：0.6ha 主たる従事者：1人	主として砂丘地
3 施設野菜	小松菜：0.3ha 延べ面積2.4ha (ハウス13棟、8作) 主たる従事者：1人	県下全域 (河北潟干拓地)

(注) 主な資本装備、労働力、主要技術等は、別紙2のとおり。

2 経営管理の方法、農業従事の態様等に関する指標

営農類型	経営管理の方法	農業従事の態様
認定新規就農者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 青年等就農計画に基づく、経営計画の確実な実施 ・ 複式簿記記帳、青色申告による、経営管理の実施 ・ 経営管理能力を強化し、認定農業者への移行を推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 栽培技術及び経営管理能力の向上に向けた研修等の活用 ・ 臨時雇用者の確保、適正な休憩時間の確保による過重な労働負担の防止 ・ 農作業環境、作業方法の改善、労働安全性の向上

第3 農業を担う者の確保及び育成を図るための体制の整備その他支援の実施に関する事項

1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

本県の特色ある優れた品質の農畜産物を安定的に生産するとともに、魅力ある農村及び地域社会を維持し、本県農業が持続的に発展していくためには、生産性と収益性が高く、持続的な発展性を有する効率的かつ安定的な農業経営を育成するとともに、新規就農者などの次世代の農業を担う人材や中小・家族経営などの多様な経営体を幅広く確保し育成していく必要がある。

このため、本基本方針第1の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方向」に即して、認定農業者や認定新規就農者、集落営農等の担い手について、経営規模や家族・法人など経営形態の別に関わらず育成し、主体性と創意工夫を発揮した経営を展開できるよう重点的に支援する。

また、次世代の農業を担う人材を確保するため、新たに就農（農業経営の開始又は農業への就業）をしようとする青年等について、県内の各地域で安心して就農し定着することが出来るよう、相談対応・情報提供、農業技術や経営方法等の研修の実施、地域毎の受入れから定着までのサポートなど、関係機関と連携して一貫した支援を実施する。

さらに、中小・家族経営、兼業農家などの多様な経営体について、地域社会の維持の面でも担い手とともに重要な役割を果たしている実態を踏まえ、円滑な経営継承に向けた支援や地域資源の適切な維持管理を図るための支援を実施する。また、定年後に就農しようとする者や農業に興味や関心ある者など多様な形で農業に関わる者についても、地域農業の活性化や地域社会の維持の面で重要な役割を果たすことが期待されることから、相談対応や情報提供、研修の実施等のサポートを行う。

このほか、本県における生産現場の人手不足や生産性向上等の課題に対応し、担い手や多様な経営体による農業生産を下支えする等の観点から、地域外からの農業参入者の確保や農業支援サービス事業者による農作業の受委託を促進する。

2 農業経営・就農支援センターの体制及び運営方針

基盤法第11条の11の規定に基づき、本県では(公財)いしかわ農業総合支援機構を、石川県農業経営・就農支援センター(以下「支援センター」という。)としての業務を行う拠点として位置付け、農業経営に関する助言・指導、就農等希望者の相談・情報提供、市町等への紹介等を行うこととする。

支援センターは、以下の業務を行うこととする。

- ①農業を担う者の確保・育成を図るための情報発信・広報活動
- ②経営管理の合理化等の農業経営の改善、農業経営の法人化(委託を受けて農作業を行う組織の設立を含む。)等に関する相談対応、専門家派遣、啓発活動
- ③農業経営の計画的な継承のための啓発活動、相談対応、専門家派遣
- ④就農等希望者などの農業を担う者、その他関係者からの相談対応、必要となる情報の提供、希望に応じた就農先の紹介・調整

支援センターの運営に当たっては、石川県農業経営戦略課が指導・監督を行うとともに、支援センターは、県内市町等関係・団体と相互に連携して就農から定着、経営発展までのサポートを一貫して行うものとする。

石川県農業経営戦略課は、支援センターの運営内容を定めた規程について、前年度の活動状況や当年度の予算措置状況等を踏まえて関係機関と協議の上、年度ごとに作成する。

3 県が主体的に行う取組

本県は、農業を担う者を幅広く確保するため、支援センターなど関係機関と連携して、本県の農業の魅力、市町・地域の受入体制、具体的な農業経営や生活のイメージ等について、様々なメディアを活用したPR活動を行うとともに、ホームページ等を活用して積極的に情報発信する。

また、支援センターなどの関係機関と連携して、新たに就農しようとする青年等に対する研修を積極的に実施するとともに、新たに農業経営を営もうとする青年等が円滑に経営を開始し、将来的に効率的かつ安定的な農業経営へ発展できるよう、必要な支援を集中的に措置する青年等就農計画の認定制度の普及及び国等の支援の活用を働きかける。

さらに、認定農業者が経営改善計画を達成できるよう、また認定新規就農者が円滑に認定農業者に移行できるよう、県内市町等関係機関・団体が連携してフォローアップ等を実施する。

このほか、いしかわ耕稼塾等において実践的な研修教育指導等を行うとともに、農業を担う者ごとの取組内容に即してきめ細やかなサポートを行う。

4 関係機関との連携・役割分担の考え方

支援センターは、県内市町等関係機関・団体との緊密な連携をとった支援体制を構築し、就農相談や農業法人等からの求人情報の収集及び提供、経営の委譲を希望する農業者の情報収集及び関係機関への情報提供等を推進する。

市町は、就農等希望者の受入について、市町の関係者が連携した体制を構築するとともに、就農地の生活・住居等に関する情報の提供、定着する上での相談対応等のサポートを行う。

農業協同組合は、新規就農者等の作物ごとの営農技術等の指導、経営の委譲を希望する農業者の情報収集及び関係機関への提供を行うとともに、必要に応じて農業用機械の貸与、農作業の委託のあっせんなど必要なサポートを行う。

県法人協会は、経営発展に向けた取組内容等の紹介を行う。

県農業会議、市町農業委員会、農地中間管理機構は、農業を担う者からの農地等に関する相談対応、農地等に関する情報の提供、農地等の紹介・あっせん等を行う。

株式会社日本政策金融公庫は、規模拡大・経営発展をしようとする農業者や経営を開始する認定新規就農者等からの相談に対応し、各種融資の活用を含む経営面でのアドバイスをを行う。

(公財)石川県産業創出支援機構は、6次産業化や販路拡大を目指す農業者からの相談等に対応し、中小企業向けの施策を活用した支援・サポートを行う。

個々の集落(地域計画の作成区域)は、農業を担う者を受け入れるための地域の雰囲気づくり・コミュニティーづくりを行う。

農業支援サービス事業者の活用に関し、市町は、農業支援サービス事業者に対して提供サービス内容(料金、対応区域等)に関する情報の提供を働き掛けるとともに、農業委員会は、地域の農業支援サービス事業者に関する情報の収集及び農業支援サービス事業者による農作業の受委託の促進に努める。

5 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

市町は、区域内の農業協同組合等の就農受入組織と連携し、区域内における作付け品目毎の就農受入体制、研修内容、就農後の生活や収入のイメージ等、就農希望者が必要とする情報を整理し、県及び支援センターに情報提供する。

支援センターは、市町から提供を受けた就農受入や農業経営・生活等のイメージに関する情報について、ホームページや就農イベント等を通じて就農等希望者に分かりやすく情報提供する。

支援センターは、就農等希望者、就農を受け入れる法人等の農業者、その他の関係者から就農等に関する相談があった場合には、相談内容に応じて必要な情報を提供し、当該者の希望内容や相談の結果等に応じて積極的に研修先や就農先の市町を調整し、市町の担当者等に紹介する。

支援センター等は、就農等希望者を市町等に紹介した後においても、その後の研修・

調整・定着状況について市町等を通じて随時把握し、関係者と連携して必要な助言・指導を行うとともに、研修・就農先の変更が必要になった場合には、必要に応じて他の市町等との調整を行う。

市町及び農業協同組合は、経営の委譲を希望する農業者の情報について、積極的に把握するよう努め、県及び支援センターに情報提供するとともに、支援センターは、就農等希望者とマッチングを行い、市町等と連携して円滑に継承できるよう必要なサポートを行う。

第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積等

に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

項目	目標	目標年次
農用地の利用集積	担い手への集積 耕地面積の80%程度	令和15年度
担い手の育成	認定農業者数 2,200 経営体 集落営農組織(法人組織を除く) 200 経営体 その他(認定新規就農者を含む) 1,600 経営体	

(注)「農用地の利用集積」には、利用権の設定等を受けたもののほか、水稻においては基幹3作業(耕起・代かき、田植え、収穫・脱穀)の全てを受託している面積、その他の作目においては主な基幹作業を受託している面積を含む。

県内において作成される地域計画の実現に向けて、県、市町、農地中間管理機構、農業委員会等が連携して担い手に農用地を集積し、地域での話し合い等により分散錯圃を解消し、担い手への農用地の集約化を促進する。

また、中山間地域や担い手が不足する地域では、中小・家族経営など地域社会の維持に重要な役割を果たしている経営体を含め、地域全体で農用地の有効利用を図る。

第5 農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項

上記第2及び第2の2で示すような営農類型ごとの効率的かつ安定的な経営体の育

成と、これら経営体が地域の農用地の利用集積の目標を達成するには、今後、認定農業者等への農用地の集積・集約化や農作業の受委託を大幅に加速化していく必要がある。

そのため県は、県内市町等関係機関・団体と連携を一層強化し、県段階に、「担い手育成・農地集積推進会議」、農林総合事務所単位に「推進チーム」を編成し、地域の実情に即し、地域計画推進事業、農用地利用改善事業、農作業受託事業等を柱として、認定農業者等の農業経営基盤を強化・促進するための措置を総合的に講ずる。

また、本措置が認定農業者及び認定新規就農者をめざす意欲ある農業者の経営改善に結びつくよう、「農業経営改善計画認定制度」及び「青年等就農計画認定制度」の積極的な活用を図るなど、目標地図（地域計画）に位置付けられる担い手の明確化と、地域住民の役割分担の下に、これら担い手に対する農地利用集積の促進を図る。

なお、認定農業者及び認定新規就農者のうち、計画の期間を了する者に対しては、その経営の更なる向上に資するため、当該計画の実践結果の点検と新たな計画の作成の指導等を重点的に行う。

1 地域計画推進事業

地域計画推進事業については、県内において作成される地域計画の実現に向けて、農地中間管理機構による農地中間管理事業等を通じて農用地について利用権の設定等を促進し、農用地の効率的かつ総合的な利用の推進を図る。

2 農用地利用改善事業

農用地利用改善事業については、集落における話し合いによる合意形成を通じ、効率的かつ安定的な経営への農地や農作業の集積を進めるため、市町の認定する農用地利用規程に基づき作付地の集団化、農作業の効率化、農用地の利用関係の改善等を行う農用地利用改善団体の設立の推進と、その活動の充実を図る。

さらに、担い手が不足している地域の農用地利用改善団体にあっては、関係者の合意の下に、地区内農用地の受け手となり、その有効利用を図る組織経営体として、特定農業法人又は特定農業団体の設立を推進する。

3 委託を受けて行う農作業の実施の促進

農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため認定農業者等が委託を受けて行う農作業の実施を促進する。

また、農作業受委託の積極的な促進を図るため、農作業の効率化に資する先端的な技術やその支援措置等の情報の周知を図る。

4 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成に関する基本的な事項

第1で示す新たに農業経営を営もうとする青年等の確保目標を達成するため、次のとおり、従来にも増して積極的な取組を進める。

(1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の増加に向けた取組

(ア) 就農意欲の醸成に向けた取組

就農希望者に対し、本県農業の魅力を積極的に伝えていくため、様々なメディアを經由したPR活動を行うとともに、ホームページやSNSなどを活用し、若者に向けて積極的に情報発信する。

また、三大都市圏をはじめとする県外や、県内の農業高校、大学において定期的な出張就農相談会を実施すること等により、就農希望者からの相談に対応する。

(イ) 就農希望者に対する情報提供

就農希望者のニーズに応じた研修先や就農先の情報提供や就農相談会の開催、借受け可能な農地や畜舎の情報、栽培技術や経営ノウハウ等の農業経営に資する情報の提供を行う。

また、農業法人等への雇用就農について、県内の農業法人協会と連携し、求人情報の収集と職業紹介等を行う。

(ウ) 技術習得のための支援と県内の関係機関の役割分担

支援センターが中心となった農地の斡旋や地域とのマッチング、栽培技術や農業経営に関する知識の習得、実践的な栽培技術研修等、営農定着までのきめ細かなサポートを実施する。

(エ) その他の取組

中長期的な取組として、小中高の各段階の生徒・学生が農業に興味・関心を持てるよう、地元の農家による出前授業、講演会等を開催する。

また、農業が、県内の高校、大学等における、学生・生徒の進路の選択肢になるよう、農家や農業法人等におけるインターンシップを実施する。

(2) 定着に向けた取組

市町が策定する目標地図（地域計画）に位置付けられるよう促すとともに、国の新規就農者に対する事業の積極的な活用、農林総合事務所による重点指導対象としての定期的な巡回指導や情報提供、当該青年等を集めての交流機会の提供、経営発展の意欲の高い者に対する優良経営者による集中講座等により、さらに安定的な経営体への成長を促す機会の提供等を行う。

(3) 新たに農業経営を営む青年等の経営発展に向けた取組

(ア) 青年等就農計画の認定制度の普及

県は、新たに農業経営を営もうとする青年等が、将来、効率的かつ安定的な農業経営者へと経営発展できるよう、必要な支援を集中的に措置する青年等就農計画の認定制度の普及を図る。

(イ) 認定新規就農者への指導及び農業経営改善計画作成への誘導

認定新規就農者については、その経営の確立に資するため、就農計画の実施状

況を点検し、市町・農業委員会・農林総合事務所・JA等の関係機関・団体が必要に応じて栽培技術指導、経営指導等のフォローアップを行うなど、重点的に指導等を行う。さらに、当該農業者が引き続き農業経営改善計画を作成できるよう計画的に誘導する。

第6 農地中間管理機構が行う特例事業の実施に関する事項

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第4条の規定により農地中間管理機構に指定された（公財）いしかわ農業総合支援機構は、農業経営の規模の拡大、農地の集団化その他農地保有の合理化を促進するため、次に掲げる事業の範囲内で、基盤法第7条に規定する事業を行う。

- (1) 農用地等を買入れて、当該農用地等を売り渡し、交換し、又は貸し付ける農地売買等事業
- (2) 農地売買等事業により買入れた農用地等を利用して行う、新たに農業経営を営もうとする者が農業の技術又は経営方法を実地に習得するための研修その他の事業

効率的かつ安定的な農業経営における主な資本装備、労働力及び主要技術等

営農類型	対象地域	経営規模	労働力	主要技術等	資本装備	
(1) 個人経営体	1 土地利用型[Ⅰ]	県下全域	水稲:17ha 大麦:8ha 大豆:8ha	主たる従事者:2人	水稲:自己完結型、側条施肥田植(基肥一発施肥)、移植直前箱施肥、無人ヘリによる病害虫防除2回 大麦:条播、基肥一発施肥、共同乾燥施設利用、無人ヘリによる病害虫防除2回 大豆:畝立同時播種、基肥一発施肥、共同乾燥施設利用、無人ヘリによる病害虫防除2回	トラクター:45ps、田植機:乗用8条、コンバイン:4条、汎用コンバイン、稲・麦・大豆播種機
	2 土地利用型[Ⅱ]	県下全域	水稲:15ha 飼料用米:8ha	主たる従事者:1人	水稲:自己完結型、側条施肥田植(基肥一発施肥)、移植直前箱施肥、無人ヘリによる病害虫防除2回 飼料用米:自己完結型、分施肥体系、追肥2回、移植直前施肥、無人ヘリによる病害虫防除1回	トラクター:41ps、田植機:乗用6条、コンバイン:4条、稲播種機
	3 複合経営[Ⅰ]	県下全域	水稲:15ha 露地野菜:3.3ha	主たる従事者:2人	水稲:基肥一発、側条施肥 露地野菜:マルチ、ベタがけ、半自動移植機、共選共販	トラクター:30ps、田植機:乗用6条、コンバイン:3条、稲播種機、半自動移植機、管理機
	4 複合経営[Ⅱ]	県下全域	水稲:10ha 施設野菜:0.8ha	主たる従事者:2人	水稲:基肥一発、側条施肥 施設野菜:パイプハウス無加温、購入苗、共選共販	トラクター:30ps、田植機:乗用6条、コンバイン:3条、稲播種機
	5 露地野菜専作	主として砂丘地	すいか:2ha だいこん:1.4ha かんしょ:2.5ha	主たる従事者:3人	すいか:ハウス、大型トンネル、中型トンネル、共選共販 だいこん:寒冷紗被覆早まき+普通まき、テープシーダー、個選共販 かんしょ:収穫機、キュアリング貯蔵庫利用、個選共販	トラクター:41ps+ロータリー200cm、畝立て機、だいこん洗浄機、かんしょ収穫機
	6 果樹専作	県下全域	日本なし:2ha	主たる従事者:2人	人工受粉、無袋栽培、ジベレリンペースト処理(新水10a、幸水30a)、共選共販100%	果樹棚、スピードスプレーヤ
	7 酪農専業	県下全域	経産牛:50頭 飼料作物:9ha	主たる従事者:2人 補助作業員:1人	繋ぎ牛舎、パイプライン、離脱式搾乳システム、自動給餌、堆肥舎(ローダー切り返し)、和牛受精卵、自給飼料9ha、堆肥販売	トラクター55PS、自動離脱装置付き搾乳機、自動給餌機、堆肥舎
	8 和牛繁殖専業	県下全域	経産牛:60頭 飼料作物:6ha	主たる従事者:1人 補助作業員:2人	牛房群飼、堆肥舎(ローダー切り返し)、自給飼料6ha、堆肥販売	トラクター:55PS、除糞装置、堆肥舎
(2) 団体経営体	9 土地利用型	県下全域	水稲:17ha 大麦:8ha 大豆:8ha	主たる従事者:2人	水稲:自己完結型、側条施肥田植(基肥一発施肥)、移植直前箱施肥、無人ヘリによる病害虫防除2回 大麦:条播、基肥一発施肥、共同乾燥施設利用、無人ヘリによる病害虫防除2回 大豆:畝立同時播種、基肥一発施肥、共同乾燥施設利用、無人ヘリによる病害虫防除2回	トラクター:45ps、田植機:乗用8条、コンバイン:4条、汎用コンバイン、稲・麦・大豆播種機
	10 複合経営	県下全域	水稲:15ha 露地野菜:3.3ha	主たる従事者:2人	水稲:基肥一発、側条施肥 露地野菜:マルチ、ベタがけ、半自動移植機、共選共販	トラクター:30ps、田植機:乗用6条、コンバイン:3条、稲播種機、半自動移植機、管理機
	11 養豚専業	県下全域	繁殖母豚:160頭 種雄豚:12頭	主たる従事者:2人 補助作業員:1人	一貫経営、自動給餌、糞尿処理(堆肥舎及び活性汚泥法)	自動給餌システム、除糞装置、堆肥舎、浄化槽
	12 和牛肥育専業	県下全域	和牛肥育:200頭	主たる従事者:2人 補助作業員:1人	牛房群飼、自動給餌、堆肥舎(ローダー切り返し)、堆肥販売	自動給餌システム、除糞装置、堆肥舎

新たに農業経営を営もうとする青年等における主な資本装備、労働力及び主要技術等

営農類型		対象地域	経営規模	労働力	主要技術等	資本装備
個人 経営 体	1 土地利用型	県下全域	水稲:12ha 大麦:4ha 大豆:4ha	主たる従事者:1人	水稲:自己完結型、側条施肥田植(基肥一発施肥)、移植直前箱施薬、無人ヘリによる病害虫防除2回 大麦:条播、基肥一発施肥、共同乾燥施設利用、無人ヘリによる病害虫防除2回 大豆:畝立同時播種、基肥一発施肥、共同乾燥施設利用、無人ヘリによる病害虫防除2回	トラクター:45ps、田植機:乗用6条、 コンバイン:3条、稲・麦・大豆播種機
	2 露地野菜	主として砂 丘地	すいか:0.7ha だいこん:0.7ha かんしょ:0.6ha	主たる従事者:1人	すいか:ハウス、大型トンネル、中型トンネル、共選共販 だいこん:寒冷紗被覆早まき+普通まき、テープシーダー、個選共販 かんしょ:収穫機・キュアリング貯蔵庫レンタル利用、個選共販	トラクター:41ps+ロータリー200cm、 畝立て機、だいこん洗浄機
	3 施設野菜	県下全域 (河北潟干 拓地)	こまつな:0.3ha (ハウス周年)	主たる従事者:1人	周年栽培(年8作)、個選共販	トラクター:22ps、保冷库